

4 その他重要事項

(1) 様式の統一化

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正により、「指定申請等」の様式については、「こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める様式等」により行うものとされました。（令和8年4月1日施行）

令和7年3月31日付厚生労働省、こども家庭庁の事務連絡においては、施行を待たず様式の早期活用を求められているため、通知に基づき、令和7年度中に指定・指定更新・指定変更・変更手続き等の使用について、国が定める標準様式に統一することを検討しております。

様式変更が決定しましたら、皆様にお知らせいたします。

【対象となる様式】

- 指定申請書
- 指定更新申請書
- 指定変更申請書
- 変更届出書
- 各申請にかかる付表
など

4 その他重要事項

(2) 自己点検表の活用について

障がい福祉分野における手続負担の軽減に伴い、厚生労働省から運営指導時の自己点検表が示されています。

つきましては、市ホームページに様式を掲載しますので、事業者の皆様におかれては、適宜（年1回程度）様式に基づき自己点検の実施を徹底し、適切な運営を行ってください。

【市ホームページ：「指定障害福祉サービス等の運営指導（旧実地指導）等について」】
URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogai_uneisido.html

(3) 給付費等の請求時の誤りについて

毎月の自立支援給付費等の請求時に、報酬区分や加算算定の誤り等が散見されます。

いま一度加算項目等の要件を確認のうえ、届出が必要な加算項目については定められた期限までに書類提出いただくとともに、報酬区分等に誤りがないよう請求を行ってください。

【請求時の誤りの例】

- ・B型の基本報酬区分（平均工賃区分）が誤っている。
- ・届出が必要な加算項目について、届出を行っていないにもかかわらず加算を請求している。
 - ※届出不要の加算項目については、要件を満たせば算定できます。
 - ※加算を算定する場合は、要件を満たしていることがわかる根拠書類を適切に保管しておいてください。

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・実地指導、 令和7年度に注意すべき主なポイント

(令和7年度トピック)

～ E N D ～